

特 記 仕 様 書

水門樋門等点検要領

水門樋門等点検委託業務は（以下「業務」という。）は次の定めるところにより実施する。ただし、この要領に定めのない軽微な事項については受託者（以下「乙」という。）は委託者（以下「甲」という。）の指示に従うものとする。

1) 目的

本要領は水門樋門等の施設を常に良好な状態に保持・機能させることを目的として保守点検を実施するものである。

2) 点検箇所

別紙箇所表（図）のとおりとする。

3) 点検業務内容

イ) 施設の点検については、ダム・堰施設技術基準、水門鉄管技術基準及び河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル(案)を使用するものとし、監督員と点検項目について協議の上、実施すること。

ロ) 点検作業員は、業務について十分な知識と経験を有する者でなければならない。

ハ) 点検に際して乙は、操作人の立会の上作業を行うものとする。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

ニ) 点検に際し河川工作物個票を作成し点検の結果、異常箇所がある場合は原因及び対策を個票に詳しく記入し、概算費用を算定すること。

ホ) 点検状況については写真を貼付し、異常箇所がある場合は、部分写真を貼付し異常の状態が把握できる個票を作成すること。

ヘ) 点検は、外部からの目視による点検及び分解を伴う内部の目視点検のほか、点検用器具（テストハンマー、メガーテスト、マイクロメーター、シクネスゲージ、塗膜厚計等）で点検し簡易な給油脂を行った後、管理運転（全開全閉を行う総合操作の機能確認及び調整）を行うこと。

ト) 乙は、常に現場作業及び周囲の通行人の安全に留意し業務の実施に努めなければならない。

4) 樋門点検取りまとめ要項

4-1 点検箇所一覧表

番号順に河川名、箇所、施設名称、形状寸法、施設形式・材質、現在の操作委託者、連絡先、前回修繕業者・施行年月日を記入する。

4-2 表紙

各施設ごとに位置図に記入されている番号、河川名、箇所、施設名称、形状寸法、施設形式・材質、現在の操作委託者、連絡先、前回修繕業者・施行年月日を記入する。

4-3 位置図

地図により詳しい位置を示し添付する。

4-4 状況写真

全景、遠景、扉体、巻き上げ機、分解状況、腐食状況ほか、異常状況が詳しくわかるものを添付する。特に分解時、内部の構造等に不都合が生じている場合は、ピンポール等でその箇所を示した写真を撮るようにする。貼付した写真の横にその内容等を詳しく明記する。

4-5 点検結果

どのようにその点検箇所が悪いのか、またそのためにどのような不都合が生じるのか、詳しく誰が見てもわかるように明記する。また、それを修繕・交換するのにどの程度予算が必要となるのか部品ごとに金額を明記する。

4-6 優先順位

上記点検の結果早急に修繕しなければいけない順位を理由を付けて記入する。

4-7 その他

ネジ等はずして塗装がはがれた箇所は同色のペンキ等で補修しておく。
報告書の提出部数は3部とする。

No

東部県土整備局＜吉野川＞

[illegible]

位置図

No

施 設 名	
水 系 名	
河 川 名	
位 置	

位 置 図

写 真